



**東日本大震災で
他地域に避難している人への
特定健診・後期高齢者健診**

保険年金課(特定健診) ☎78216494
 (後期高齢者健診) ☎7755125
 ☎77519827

岩手県、宮城県の一部市町村では、東日本大震災により住民票を異動しないで他地域に避難している人も、避難先で特定健診・後期高齢者健診を受けることができます。 **【特定健診・保健指導】** 国民健康保険に入っていて、次の市町村から住民票を異動しないで避難している人／**〔岩手県〕**盛岡市、大船渡市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、二戸市、大槌町、九戸村 **〔宮城県〕**仙台市、石巻市、気仙沼市 **後期高齢者健診** 後期高齢者医療制度に加入していて、岩手県、宮城県の対象市町村から住民票を異動しないで避難している人 **※**対象市町村は、特定健診・保健指導と同様です。 **【受診期間】**令和2年3月31日(火)まで **【検査内容】**特定健診などの基本項目に沿った身体測定、血圧、尿検査など **※**医師が必要と認めた場合は、健診項目を追加して実施します。市町村で独自に追加する検査項目やがん検診などは除きます。 **【受診券】**、昨年

度の健診結果、保険証 **【甲】**①避難元市町村に連絡をする②避難元市町村から「受診券」「実施医療機関一覧」「昨年度の健診結果」(昨年受けた人だけ)が送付される③健診機関に予約する

特定健診、後期高齢者健診の受診

保険年金課(特定健診) ☎78216494
 (後期高齢者健診) ☎7755125
 ☎77519827

平成31年度の特定健診、後期高齢者健診の実施期間は10月31日(木)までです。期間の終了間際は、医療機関の混雑が予想されます。受診が済んでいない人は、早めに受診しましょう。受診には受診券が必要です。受診券は再交付できますので、紛失した場合は問い合わせてください。 **※**受診券の再交付は、平日だけの受け付けです。

特定保健指導の利用

保険年金課 ☎78216494
 ☎77519827

特定健診を受けた結果、特定保健指導の対象となった人に「特定保健指導利用券」を郵送します。特定保健指導では、生活習慣病にかかる危険度に応じて、医師・保健師・管理

栄養士などと一緒に自分の生活に見合った目標を立て、生活習慣の改善に取り組みます。利用券が届いたら、特定保健指導に申し込み、健康について一緒に考えましょう。

介護保険負担割合証を郵送

高齢介護課 ☎77516473
 ☎7768872

要支援・要介護認定を受けている人に、8月以降の介護保険負担割合証(つぐいす色)を郵送します。介護保険サービス利用時の負担割合が記載されていますので、担当の介護支援専門員(ケアマネジャー)に必ず提示してください。 **【負担割合】**3割 **負担となる人**／本人の合計所得金額が220万円以上で、年金収入とその他の合計所得金額の合計が単身で340万円以上、65歳以上の人が2人以上いる世帯で43万円以上 **2割負担となる人**／次の①②のいずれかに該当する人①本人の合計所得金額が220万円以上で、年金収入とその他の合計所得金額の合計が単身で280万円以上340万円未満、65歳以上の人が2人以上いる世帯で36万円以上43万円未満②本人の合計所得金額が160万円以上220万円未満で、年金収入とその他の合計所得金額の合計が単身で280万円以上、65歳以上の人が2人以上いる世帯で

340万円以上 **1割負担となる人**／3割・2割負担以外

介護保険負担限度額認定の申請

高齢介護課 ☎77516473
 ☎7768872

介護保険負担限度額認定の対象になる人は、介護保険施設サービスと短期入所サービスを利用する際、食費と住居費の負担が軽減されます。現在認定を受けている人は、7月31日(水)で有効期限が切れるため、引き続き認定を希望する場合は、再度申請が必要です。 **※**申請日を含む月の1日から適用になります。 **【対象】**①②③の全てに該当する人①本人と世帯全員が住民税非課税②配偶者が本人と別世帯の場合、配偶者も住民税非課税③預貯金などが、単身の場合は1千万円以下、夫婦の場合は2千万円以下 **【甲】**申請書(高齢介護課にある)に必要な事項を記入して、関係書類と一緒に直接、高齢介護課へ **※**平成30年8月〜令和元年5月に認定を受けている人には、7月上旬に案内通知と申請書を郵送します。



認可外保育施設の届け出

保育課 ☎77515044

☎77415342

児童福祉法施行規則の改正(平成31年3月29日公布)に伴い、7月1日(月)から、事業所内保育施設は開設後1カ月以内に認可外保育施設として届け出ることが義務化されます。現存する施設も対象となるため、届け出をしていない場合は、9月30日(月)までに保育課に届け出てください。

■サービス内容と利用料の変更に伴う利用者への情報提供

児童福祉法施行規則の改正に伴い、平成31年4月1日から、サービス内容と利用料の変更があった場合、その内容と理由を施設内に掲示し、利用者へ情報提供をすることになりました。

■認可を受けていない施設の認可外の届け出

認可を受けていない施設のうち事業所内保育施設以外でも、市に認可外保育施設の届け出が必要な場合もあるため、保育課に相談してください。



65歳以上の人に 介護保険料納入通知書を郵送

高齢介護課 ☎775-5127
☎776-8872

65歳以上(第1号被保険者)の人に、「介護保険料納入通知書(介護保険料額決定通知書)」を7月上旬に郵送します。介護保険料の納め方は、特別徴収(年金天引き)と普通徴収(納付書または口座振替)があり、年額18万円以上の年金(老齢基礎年金、退職年金、遺族年金、障害年金など)を受給している人は、原則として年金天引きとなります。※具体的な納め方は、同封のしおりをご覧ください。納付で困ったときは、高齢介護課に相談してください。なお40~64歳の人(第2号被保険者)は、加入している健康保険の保険料と合わせて納めることになっています。詳しくは、下表を参照してください。

【介護保険料の納付方法】

第1号被保険者 (65歳以上)	第2号被保険者 (40~64歳)
納付書・口座振替・年金天引きによる納付	健康保険料と合わせて納付

※第1号被保険者の保険料は高齢介護課へ、第2号被保険者の保険料は加入している健康保険組合へ、それぞれ直接、問い合わせてください。



■介護保険料Q&A

Q 介護保険料は、なぜ納めなければならないのですか？

A 介護保険制度では、40歳以上の全ての人が介護保険料を納めることになっています。皆さんが負担する介護保険料は、介護保険事業を運営する財源です。介護が必要となったときに安心して介護サービスを利用するためにも介護保険料の納付は大切です。介護保険料を滞納すると、介護サービス利用時に給付を制限することがありますので、注意してください。

Q 介護保険料は、どのように決定されるのですか？

A 介護保険料は、前年の本人の所得や世帯の市民税課税状況により決定しています。 ※詳しくは、介護保険料納入通知書または同封のしおりをご覧ください。

Q 年度の途中で介護保険料が上がる(下がる)のはなぜですか？

A 年金天引きの場合、年6回(偶数月)の納付ですが、当該年度の介護保険料(年額)の決定が7月のため、原則として前半の3回(4・6・8月)は前年度の2月と同額が「仮徴収額」となります。7月に介護保険料(年額)が決定した後、納付済みの「仮徴収額」を差し引いた、残りの介護保険料を後半の3回(10・12月・翌年2月)もしくは4回(8・10・12・翌年2月)で調整します。そのため、前年度に比べて介護保険料(年額)が変更となった人や前年度の6月または8月から年金天引きが開始された人などは、当該年度の前半と後半で年金天引き額が異なる場合があります。

Q 年金天引きされていますが、口座振替に変更するにはどうすればいいですか？

A 介護保険料が年金天引きになっている人は、口座振替に変更することはできません。国民健康保険税や後期高齢者医療保険料と異なりますので、注意してください。

7月1日(月)から市役所本庁舎と第三別館の敷地内は禁煙

総務課 ㊧775-5114
㊦775-9819

受動喫煙の防止を図ることを目的として、平成30年7月25日に健康増進法の一部が改正されました。この改正により行政機関の庁舎は、7月1日から敷地内での喫煙が原則禁止になりました。そのため、市役所本庁舎と第三別館は、法改正の趣旨を踏まえ、受動喫煙の防止を徹底するために、7月1日から敷地内は禁煙です。趣旨をご理解の上、ご協力をお願いいたします。

市役所本庁舎外壁・防水などの改修工事

総務課 ㊧775-5114
㊦775-9819

本庁舎の内外壁タイル部分と、屋上などの防水改修工事を令和2年2月末まで予定しています。工事期間中、足場の設置や工事の音など、ご不便をお掛けしますが、ご協力をお願いいたします。



手数料と施設使用料の一部改定

行政経営課 ㊧775-3963・㊦776-8873

各種証明書の交付や施設の利用など特定の市民が受けるサービスについて、利用しない市民との公平性を考慮するため、各種手数料と施設使用料の見直しを行い、一部を改定することになりました。

【改定後の料金の適用開始日】令和2年4月1日の利用分

手数料・使用料の見直しの考え方

料金＝①原価 × ②受益者負担割合 ± ③調整

①1年間にかかる事業費と人件費などから各種手数料または施設使用料1件あたりの原価を算出します。

②受益者負担割合 ※下表のとおりです。

施設使用料	必需的 (全市民)	選択的 (特定市民)
非市場的(行政的)	0%	50%
市場的(民間的)	50%	100%

※各種手数料の受益者負担割合は原則100%です。

③近隣市町や民間サービスとのバランスを考慮するなど、必要に応じて減算または加算の調整を行います。また、料金の改定額は新たに有料化するものを除き現行額の1.5倍を上限とし、利用者の急激な負担を緩和します。

改定後の手数料・使用料

【手数料を改定する項目】(一部抜粋)

手数料の種類	単位	現行額	改定額	担当課・問い合わせ
住民票全部・一部の写し、住民票記載事項証明書、戸籍の附票、身分証明書、印鑑登録証明書、課税(非課税)証明書、納税証明書、固定資産評価証明書、固定資産公課証明書など	1件	150円	200円	市民課 ㊧775-5128 ㊦775-9827 証明書発行センター ㊧783-4940 ㊦775-9827
印鑑登録証など	1件	100円	150円	

※詳しくは市ホームページをご覧ください。

【使用料を新規に設定する項目】

施設名	単位	使用料	担当課・問い合わせ	
上尾伊奈斎場つつじ苑	火葬炉(15歳以上の遺体・市民と伊奈町民)	1体	7,000円	環境政策課 ㊧775-6925 ㊦775-9872
	火葬炉(15歳未満の遺体・市民と伊奈町民)	1体	3,500円	
上平公園	庭球場会議室	1時間	200円	みどり公園課 ㊧775-8129 ㊦775-9906
	工作実験室	午前	650円	
午後		850円		
自然学習館	多目的室1	午前	450円	
		午後	600円	
	多目的室2	夜間	450円	
		午前	450円	
バーベキュー場	かまど	1回	550円	
	バンガロー	1回		

【その他の使用料を改定する施設】

施設名	代表例	担当課・問い合わせ
コミュニティセンター	増額と減額/集会室など 減額/調理室、ホールなど	市民協働推進課 ㊧775-4539・㊦775-0007
イコス上尾	増額/リフレッシュルーム 減額/研修室、ホールなど	
文化センター	増額/大・中ホールなど 減額/集会室、楽屋など	
上尾伊奈斎場つつじ苑	増額/第3式場など 減額/第2式場など	環境政策課 ㊧775-6925・㊦775-9872
市民農園	区分を廃止し、1㎡当たり年額400円に統一	農政課 ㊧775-7384・㊦775-9872
上平公園	減額/野球場会議室	みどり公園課 ㊧775-8129・㊦775-9906
公民館	増額と減額/講座室、調理室、和室など	生涯学習課 ㊧775-9490・㊦776-2250
瓦葺分館	増額と減額/集会室	図書館 ㊧773-8521・㊦776-7330
平方スポーツ広場	増額/野球場、多目的広場、ソフトボール場など	スポーツ振興課 ㊧781-8112・㊦776-2250
平方野球場	増額/野球場	

市長通信 輝く! あげお

未来につなぐ3つの農業施策

農家の方々には、丹精を込めてさまざまな農産物を育てていただいておりますが、一方で、農業従事者の高齢化や、後継者不足が深刻な問題となっています。農業を維持・継続させるためにも、新たな担い手や労働力の確保に力を入れていかなければいけません。

そこで市では、農業に携わる人材の発掘や育成を目的に、「アグリサポーター育成事業」を5月から実施しています。農家を訪問し、実地で農業を学び、受講後は、農繁期に農作業を応援していただきます。

私も実地の講習を見学させていただきました。この事業は、農家以外の方が、農業を「知る」きっかけとなると同時に、農業従事者の負担軽減、農業の継続といった、上尾の農業の未来につながる



6月2日に上尾丸山公園で1回目 8月下旬の巨峰の収穫が楽しみですの軽トラ市を実施

大切な取り組みだと実感しました。

また、今年度から、「あげおの農業魅力発信事業」も新たに実施します。実践的な農業政策を企画・立案するため、「農業振興検討委員」を設置し、市内の農業者を中心に、農業支援機関の方々を委員とし、意見をいただきながら農業者のニーズに合った農業施策について検討を進めていきます。

上尾は、作り手と消費者が近いため、採れたてや完熟品が味わえるのも魅力です。新鮮な地元産の農産物をすぐに購入できる「軽トラ・ファーマーズマーケット事業」も始めました。大変好評で、次回は、7月17日(水)11時から上平公園で開催します。ぜひお越しいただき、味わってみてください。

市長 畠山 稔

「あげお版ネウボラ」新事業

市では、妊活から子育て期にわたって切れ目のないサポートを行うため、東保健センターと子ども支援課の2カ所に「子育て世代包括支援センター」を開設しています。各センターでは、専任のコーディネーターが、母子健康手帳の交付や悩みごとの相談、本新規事業を含む各種手続きの案内に応じています。気軽に相談してください。

♥赤ちゃんギフト事業

1か月健診を終了し出生後おおむね60日以内に、母子保健コーディネーターと面談の上、「面談シート」を提出した人に、ベビー用マグなどを贈呈します。☎平成31年4月1日以降に出生し、1か月健診を終了した、出生後おおむね60日以内の子どもと母親 ※平成31年4月1日～5月31日生まれの子どもは、7月31日(水)まで対象です。

♥子育て世代包括支援センター出張窓口

市内13カ所の地域子育て支援拠点施設に、2カ月に1回程度で母子保健コーディネーターを派遣し、子どもの発育や発達などの相談に応じます。☎未就学児と保護者

♥産前産後ヘルパー派遣事業

日中援助を行う人がおらず、心身の不調により子どもの養育に支障がある人を対象に、家事や育児支援を行うヘルパーを派遣します。☎家事支援/食事の準備・片付け、洗濯、掃除、買い物など、育児支援/授乳・沐浴補助、おむつ交換など ※利用料は、世帯の課税状況に応じて異なります。☎妊娠の届け出から産後4カ月未満(多胎の場合1年未満)の人

健康増進課(東保健センター)

☎774-1414 ☎774-8188

子ども支援課 ☎775-5294 ☎774-5342

♥子どもショートステイ事業

保護者の疾病・仕事・出産などの理由により子どもの養育が一時的に困難になった場合や、育児不安・疲れなどの身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、県内の児童養護施設などで子どもを一時的にお預かりします(日帰りでの利用はできません)。【利用期間】原則7日以内 ※契約施設に空きがある場合だけ利用できます。利用料は、世帯の課税状況に応じて異なります。☎9歳までの子ども

♥産後カフェ(9月から実施予定)

産科医療機関の協力により、育児相談や仲間との交流の場所を提供します。☎産後4～7カ月の子どもと母親

♥産後ケア(9月から実施予定)

産後、育児不安などがありサポートが必要な母子に、宿泊や日帰りで施設(産科医療機関)を利用し、体や心のケア、授乳指導や育児相談を実施します。利用料は、世帯の課税状況に応じて異なります。☎産後4カ月未満の子どもと母親

国民年金保険料免除制度・納付猶予制度

保険年金課 ㊟7755137

㊟77519827

経済的な理由などで国民年金保険料を納付することが困難な場合は、申請により保険料の全額が免除される「全額免除」と保険料の一部が免除される「4分の3免除」「半額免除」「4分の1免除」、保険料の納付が猶予になる「納付猶予制度」を利用してください。

■保険料免除制度

㊟次の①～⑦のいずれかに該当する人(学生を除く)①本人・配偶者・世帯主の前年の所得が一定額以下②天災や失業などにより納付が著しく困難③生活保護法による生活扶助以外の扶助などを受けている④地方税法上の障害者または寡婦(夫)で、前年の所得が一定額以下⑤東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う被災者⑥特別障害給付金を受けている⑦矯正施設に入所している

■納付猶予制度

㊟50歳未満で、本人と配偶者の前年の所得が一定額以下の人、または前記の②～⑦に該当する人

■共通事項

【承認の効果】①承認期間は老齢基礎

年金の受給に必要な期間に含まれる②障害・遺族基礎年金の受給対象期間になる ※保険料の一部を免除された場合、免除後の保険料を納付しない月は「未納期間」になります。③年金額に一部反映される ※納付猶予制度は、年金額への反映はありません。【申請できる期間】申請日の2年1カ月前から令和2年6月分まで ㊟マイナンバーカード(または通知カードと自動車運転免許証などの本人確認ができる物)、年金手帳、印鑑(認め印可)、雇用保険の受給資格者証や離職票の写し(申請理由が失業の場合) 【追納】承認期間の保険料は10年までさかのぼって納付が可能 ※3年度目を経過した期間の追納には加算金がかかります。㊟直接、保険年金課または各支所・出張所へ ※継続審査の対象者でない人は、毎年申請が必要です。

7月中旬に郵送 保険料額納入通知書を

保険年金課 ㊟7755125

㊟77519827

後期高齢者医療保険料は毎年、住民税の確定後に、被保険者本人と世帯主の所得に応じて算定します(本算定)。平成31年度の後期高齢者医療保険料額の決定通知書兼納入通知

書は、7月中旬に郵送します。保険料は、全ての被保険者に賦課されます。保険料額は被保険者が等しく負担する「均等割額」(年間4万1,700円)と、所得に応じて負担する「所得割額」(所得割率7.86%)の合計で計算します。均等割額と所得割率は、県内均一です。なお、年間の保険料の限度額は62万円です。

後期高齢者医療制度の新しい被保険者証を7月下旬に郵送

保険年金課 ㊟7755125

㊟77519827

後期高齢者医療被保険者証は8月1日(休)に更新されるため、新しい保険証を7月下旬までに郵送します。有効期限が過ぎた保険証は、保険年金課または各支所・出張所へ返却するか、はさみなどで切って処分してください。

■負担割合

保険証には、医療機関などで受診する際の窓口負担割合が記載されています。この割合は、8月1日現在の世帯状況と平成30年中の所得から算出する平成31年度の市・県民税課税標準額に応じて判定します(表1参照)。現役並み所得者(3割負担)でも、収入を考慮した再判定の基準

が設けられています(表2参照)。具体的な申請手続きについては、該当者へ個別に別途通知します。

【表1】自己負担の割合を判定する住民税課税所得の基準

住民税課税所得	自己負担の割合
145万円未満 (同じ世帯の被保険者全員が145万円未満)	1割
145万円以上 (同じ世帯の被保険者のいずれかが145万円以上)	3割 (現役並み所得者)

※負担割合は、同一世帯に属する被保険者だけの所得で判定します。

【表2】後期高齢者医療制度・自己負担の割合の再判定基準

世帯の状況	収入額 (必要経費などを差し引く前の収入額の合計)	自己負担の割合
被保険者が2人以上	被保険者の収入額合計が520万円未満	1割
被保険者が1人	被保険者の収入額が383万円未満	
被保険者が1人 (同一世帯内に70～74歳の人がいる)	他の世帯員(70～74歳の人)を含めた収入額が520万円未満	

限 度 額 適 用 認 定 証 の 申 請

保険年金課(給付) ☎775-5136
 (高齢者医療) ☎775-5125
 ☎775-9827

月ごとの医療費(差額ベッド代などの自費負担額を除く)の額が自己負担限度額を超えた場合に、「限度額適用認定証」、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示すると、医療機関での支払いが限度額までになります。 ※限度額は世帯の所得状況に応じて異なります。

国民健康保険加入者

☑次の①②のいずれかの人①70歳未満②70歳以上で、住民税非課税世帯と現役並みⅠ・Ⅱ区分 ☑来庁者の本人確認ができる物(顔写真付きの物は1点、それ以外は2点)、世帯主と手続きが必要な人のマイナンバーが分かる物を用意して直接、保険年金課へ ※現役並みⅢと一般区分の人は、被保険者証兼高齢受給者証が限度額適用認定証と同様の効力があるため申請は不要です。 ※国民健康保険税を滞納していると交付されません。別世帯の人が申請する場合は委任状が必要です。支所・出張所で、申請・交付はできません。

●更新手続き●

既に認定証を持っている人は、認定証の有効期限が7月31日(水)です。更新手続きは7月1日(月)から受け付けます。 ※現在認定証を持っていない人で必要な人は、随時受け付けていますので、事前に保険年金課で交付申請をしてください。

後期高齢者医療制度加入者

☑住民税非課税世帯と現役並みⅠ・Ⅱ区分の人 ※事前に電話で対象者が確認することができます。 ☑来庁者と被保険者本人の本人確認ができる物(顔写真付きの物は1点、それ以外は2点)、本人のマイナンバーが分かる物を用意して直接、保険年金課へ ※現役並みⅢと一般区分の人は、被保険者証が限度額適用認定証と同様の効力があるため申請は不要です。 ※同一世帯内に未申告の人がいる場合は申請できません。支所・出張所で、申請・交付はできません。

●更新手続き●

認定証は毎年8月1日に更新となります。既に発行され、交付要件を満たす人は新しい認定証を7月下旬に郵送します。

【限度額適用認定証を提示した場合の自己負担限度額】

(70歳未満)

区分	限度額	入院時食事代(1食当たり)
所得901万円超	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1%	460円 ^{*1}
所得600万円超 901万円以下	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1%	
所得210万円超 600万円以下	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%	
所得210万円以下	57,600円	
住民税非課税世帯	35,400円	210円 ^{*2}

(70歳以上と後期高齢者医療制度加入者)

区分	外来限度額	入院限度額	入院時食事代(1食当たり)
現役並みⅢ 課税所得690万円以上 (認定証は不要)	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1%		460円 ^{*1}
現役並みⅡ 課税所得380万円以上 690万円未満	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1%		
現役並みⅠ 課税所得145万円以上 380万円未満	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%		
一般 課税所得145万円未満等 (認定証は不要)	18,000円	57,600円	
低所得者Ⅱ ^{*3}	8,000円	24,600円	210円 ^{*2}
低所得者Ⅰ ^{*4}		15,000円	100円

※1 住民税非課税世帯に属する人は限度額適用・標準負担額減額認定証を発行します。限度額適用・標準負担額減額認定証を提示しなかった場合、食事代が460円になります。
 ※2 限度額適用・標準負担額減額認定証の発行期日以後、入院日数が90日を超えた後の食事代については、申請により160円になる場合があります。
 ※3 (国保)同一世帯の世帯主および国保被保険者の全員が住民税非課税である世帯の人で、低所得者Ⅰ以外の人。(後期)同一世帯の全員が住民税非課税である世帯の人で、低所得者Ⅰ以外の人。
 ※4 (国保)同一世帯の世帯主および国保被保険者の全員が住民税非課税であって、その全員の所得が0円(年金の所得は控除額を80万円として計算)である世帯の人。(後期)同一世帯の全員が住民税非課税であって、その全員の所得が0円(年金の所得は控除額を80万円として計算)である世帯の人。

児童館の指定管理者を募集

青少年課 ☎77612488

☎77612117

児童館アップブランドと児童館ご
どもの城は、現在の指定管理期間(5
年間)が、令和2年3月31日(火)で終
了します。令和2年4月1日(水)令和
7年3月31日の管理運営を行う指定
管理者(法人その他の団体)を募集し
ます。**【甲申請書(市ホームページか
らダウンロード)に必要事項を記入
して、7月30日(火)・31日(水)に直接、
青少年課へ** ※募集要項・申請書は
7月1日(月)から市ホームページに掲
載します。詳しくは、募集要項をご
覧ください。

男女共同参画審議会委員を募集

人権男女共同参画課 ☎77851111

☎77851112

男女共同参画基本計画、その他男
女共同参画に関する重要事項につい
て調査・審議する「上尾市男女共同
参画審議会」の公募委員を次のとお
り募集します。**【任期】9月1日(日)
～令和3年8月31日** **【申込】①③
の全てに該当する人①市内に引き続
き1年以上在住し、申し込み時に20
歳以上②男女共同参画社会の実現に**

向け、熱意と関心がある③平日昼間
の会議に出席できる(年に数回程度)

【定】若十名 **【謝礼】1回当たり6千円**

**【甲】申込書(人権男女共同参画課にあ
る。市ホームページからダウンロー
ドも可)に必要事項を記入して、7
月19日(金)まで(必着)に直接または郵
送で人権男女共同参画課(〒362-85
01本町3-1-1)へ** ※申込書をも
とに書類選考と面接により決定し
ます。面接日時は、本人宛に通知しま
す。

上尾市学校施設更新計画基本 方針(案)への意見を募集

教育総務課 ☎7759473

☎7762250

市内の公立小・中学校の施設劣化
による改修や更新を計画的に進める
上尾市学校施設更新計画を作成する
にあたり、その基本方針として、「上
尾市学校施設更新計画基本方針」を
策定します。このたび、その案がま
とまりましたので、市民コメント制
度に基づき、意見を募集します。
**【方針(案)の公表・意見募集期間】7
月9日(火)～8月20日(火)** **【方針(案)・
意見書の設置場所】**教育総務課、市
役所1階情報公開コーナー、各公民
館 ※市ホームページにも掲載しま
す。 **【対】**市内に在住・在勤・在学

令和2年4月採用予定

市職員を募集

職員課 ☎775-5112・☎775-9819

【職種・採用予定人数・第1次試験日】

職 種	人 数	第1次試験日
一般事務	9人	8/7(水)～8/9(金) (人物試験)
一般事務(障害者)		
土木	3人	
機械	若干名	
精神保健福祉士	若干名	
保健師	若干名	
保育士	5人	
消防士	9人	9/22(日)
学校給食調理員	若干名	(筆記試験)

【試験内容】人物試験は、面接方式の試験を行います。筆記試験は、公務員として必要な知識について教養試験、作文試験、専門試験(職種による)を行います。

【申し込み方法】自己紹介書、申込書(職員課、保育課、消防総務課、各支所・出張所、図書館本館にある。市ホームページからダウンロードも可)に必要事項を記入し、証明書用写真(縦4×横3センチ)2枚を貼り付けて、7月2日(火)～24日(水)(24日消印有効)に簡易書留で郵送または、7月25日(木)・26日(金)の9～16時に申し込んでください。 ※受験案内は、7月1日(月)から配布します。 ※消防士、学校給食調理員は申し込み方法が異なりますので、受験案内で確認してください。

市民アンケートにご協力を

図書館 ☎77318521

☎77617330

人 **【意見などの取り扱い】**内容を検
討し、策定の参考にします。 ※住所・
氏名など個人が特定できる箇所を除
き、市ホームページで公表します。
個別には回答しません。 **【提出方
法】**意見書(市ホームページからダウ
ンロードも可)に必要事項を記入し
て、直接か郵送(8月20日必着)また
はファクス、メールで教育総務課(〒
362-8501本町3-1-1、☎5721
000@city.ageo.lg.jp)へ ※電話
では受け付けできません。

将来の図書館サービスの検討や計
画の策定の参考とするため、図書館
に関する市民アンケートを実施しま
す。対象となった人には7月上旬に
調査票を郵送しますので、趣旨をご
理解の上、ご協力をお願いします。
【対】市内に在住の満18歳以上の男女3
千人を住民基本台帳から抽出

損害保険会社2社と包括協定を締結

行政経営課

☎775-3963 ☎776-8873

5月22日、市はあいおいニッセイ同和損害保険(株)、東京海上日動火災保険(株)のそれぞれと包括協定を締結しました。

この協定は、損害保険会社とさらなる連携を深めることにより、市民サービスの向上と地域活性化を図ることを目的としています。

■あいおいニッセイ同和損害保険(株)

「地域・暮らしの安全・安心に関すること」「防災・災害対策に関すること」「産業振興・中小企業支援に関すること」「観光振興に関すること」「その他市民サービスの向上および地域活性化に資する取り組みに関すること」の5分野について連携することとしています。



あいおいニッセイ同和損害保険(株)一柳執行役員、畠山市長

■東京海上日動火災保険(株)

「地域・暮らしの安心・安全、災害対策に関すること」「健康経営、働き方改革に関すること」「健康増進に関すること」「スポーツ振興に関すること」「定住促進に関すること」「その他市民サービスの向上および地域活性化に関すること」の6分野について連携することとしています。



東京海上日動火災保険(株)大門埼玉支店長、畠山市長

7月6日(土) 10時30分

上尾丸山公園(園)小動物コーナーに コツメカワウソ3姉妹が仲間入り

みどり公園課 ☎775-8129・☎775-9906

県子ども動物自然公園から雌のコツメカワウソ3頭が上尾丸山公園小動物コーナーにやってきます。7月6日10時30分から公開します。



ナツツ
H29. 11. 24生



ナナ
H29. 11. 24生



ネギマ
H30. 10. 22生

■上尾丸山公園小動物コーナー

時9～16時(火、年末年始を除く) 【飼育動物】
ミーアキャット、ヤクシマヤギ、ワオキツネザル、デグー、ムジエボシドリ、フレンチロップイヤーなど

ご利用ください「声の広報あげお」

広報広聴課 ☎775-4918・☎776-8873

「声の広報あげお」は、毎月1日に発行している『広報あげお』をカセットテープとCD(デジ方式)に録音した物です。広報を読むことが困難な視覚障害がある人で、希望する人に無料で貸し出しています。申し込みは、随時受け付けています。☎市内に在住の視覚障害がある人 ☎直接または電話で広報広聴課へ

●CD(デジ方式)とは デジタル録音図書国際基準で編集されており、目次や見出しから必要な情報が探せるなど、情報検索に優れています。

●デジ方式のCDを聞くには 一般のCDプレイヤーでは再生できません。パソコンに専用ソフトを入れるか、デジタル録音図書再生機などが必要です。※デジタル録音図書再生機は、日常生活用具の給付対象になっています。給付要件など、詳しくは障害福祉課(☎775-5122)に問い合わせてください。

※市では、「声の議会だより」(毎年5・8・11・2月発行。改選期は1月臨時号あり)、「声のデュエット(男女共同参画情報紙)」(毎年3月発行)の貸し出しも行っていきます。詳しくは、各担当課へ問い合わせてください。

声の議会だより 議事調査課 ☎775-9467・☎776-2230

声のデュエット 人権男女共同参画課 ☎778-5111・☎778-5112

市政相談委員制度

広報広聴課 ☎77514918
☎77618873

この制度は、市政相談委員が市政に対する苦情に対し、公正・中立的な立場で処理するものです。行政の制度に問題がある場合は、市に改善や是正を促します。☎市政に対する苦情(原因となった事実があった日から1年以内のものに限る)で、直接利害関係がある人 ☎市役所、各支所・出張所、主な公共施設にある「苦情申立書」に記入して、直接または郵送で広報広聴課(〒362-8501 本町3-1-1)または各支所・出張所へ

市長へのはがき

広報広聴課 ☎77514918
☎77618873

市民の皆さんと協働によるまちづくりを進めるため、市に対して感じていることや、望むことなどを「市長へのはがき」でお聞かせください。昨年度は、402件の貴重な意見をいただきました。意見の内訳は、環境・安全・みどり関係81件、教育・文化・スポーツ関係102件、健康・福祉・医療関係43件、まちづくり・基盤整備関係33件、行財政・窓口接遇

関係30件、保険・年金・税・証明関係10件、産業・経済関係4件、救急・消防関係5件、その他94件でした。

「市長へのはがき」は、市役所1階総合案内、各支所・出張所、図書館、市民体育館、コミュニティセンター、イコス上尾などに設置しています。

上尾丸山公園大池かいぼりボランティアーダーの募集説明会

みどり公園課 ☎7758129
☎77519906

今年度、上尾丸山公園で市民の皆さんと、協働によるかいぼり事業を実施するため、かいぼりで中心的に活動してもらうボランティアーダーの募集説明会を開催します。
時 8月3日(土)・4日(日)10～12時 所 自然学習館 ☎かいぼり事業の目的やスケジュール、ボランティアーダーの役割などの説明 ※ボランティアーダーでの参加は原則、説明会への参加が必要です。☎中学生以上 定 20人(応募者多数の場合は抽選) 申 7月12日(金)までに氏名、住所、電話番号、年齢、参加希望日を市ホームページから入力か電話(月～金)(祝を除く)10～19時またはファクスで認定NPO法人生態工房(☎・☎042227-5634)へ

上尾市空き家バンク

交通防犯課 ☎775-5138・☎775-9927

空き家バンクとは、空き家の売却情報や賃貸情報を掲載し、空き家の所有者と利用希望者とのマッチングを図る制度です。市内に空き家を所有している人、空き家を利用したい人は、空き家バンクを利用してください。☎各申請書(交通防犯課にある。市ホームページからダウンロードも可)に必要な事項を記入し、必要書類を添えて、直接、交通防犯課へ ※詳しくは市ホームページをご覧ください。

①活用相談(空き家を所有している人)

市内に所有している空き家の活用方法について宅建業者に無料相談することができます。

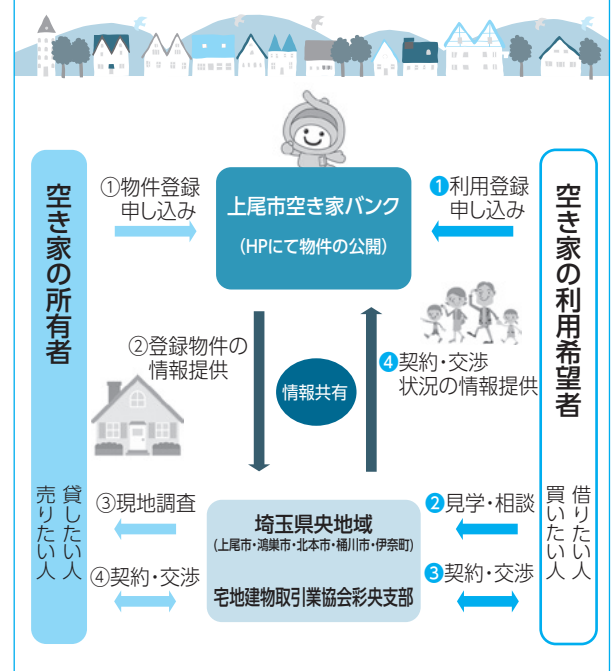
②物件登録(売りたい人、貸したい人)

市内に所有している空き家を登録し、売却・貸与の交渉をする制度です。受け付け後に物件の調査を行い、登録が完了すると市ホームページで紹介します。

③利用登録(買いたい人、借りたい人)

利用者として利用登録し、登録された物件の購入・借用の交渉をする制度です。上尾市と併せて、県央地域内の市町(鴻巣市・北本市・桶川市・伊奈町)への利用登録も可能です(交渉は物件が登録されている各市町にて申し込み)。

『上尾市空き家バンク』の仕組み



平成31年度国民健康保険税納税通知書を郵送

保険年金課
☎782-6471・☎775-9827

国民健康保険(国保)に加入している人に「国民健康保険税納税通知書兼更正(決定)通知書」を7月上旬に郵送します。国民健康保険税(国保税)の納め方は、普通徴収(口座振替または納付書)と特別徴収(年金天引き)がありません。

なお、今年度から国保税率等が変更されています(『広報あげお』2月号10ページ参照)。詳しくは、納税通知書と同封のチラシをご確認ください。

国民健康保険加入者数が多い世帯に対する均等割の一部減免措置を実施

平成31年度から、国保税率を4方式から2方式に変更したことに伴い、世帯ごとに課税される平等割が廃止され、加入者一人ごとに課税される均等割が大きくなります。そのため、平成30年度から上尾市国保に加入し、引き続き平成31年度も加入している世帯の中で、加入者が多い世帯は、急激な負担を緩和する措置として、平成31年度国保税額の一部を減免します。**対象になる世帯には納税通知書に申請書を同封しますので、申請してください。**

☑平成31年3月31日から継続して上尾市国保加入者が4人以上いる世帯(平成30年度の上尾市における固定資産税額が25万円以上の世帯を除く) **【対象期間】**平成31年度分・令和2年度分

■減免内容

平成31年度/4人目以降の基礎課税額(医療分)均等割額(27,000円)※注を減免

令和2年度/一人当たりの基礎課税額(医療分)均等割額(27,000円)※注の2分の1に相当する額を減免

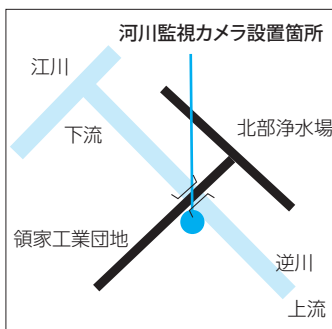
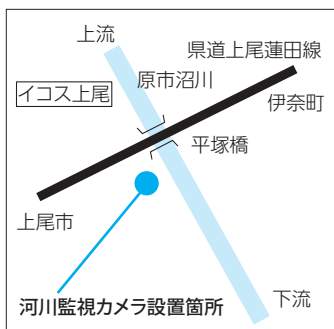
※注 低所得者軽減で、7・5・2割の減額が適用されている場合は、適用後の均等割額となります。

☑減免申請書に必要な事項を記入して、7月31日(休)まで(必着)に郵送で保険年金課(〒362-8501本町3-1-1)へ ※納期到来済の税額は減免できません。 ※基礎課税額(医療分)の賦課限度額(58万円)を超える世帯は、対象にならない場合があります。令和2年度分については、改めて申請書を送付します。

河川のリアルタイム画像をインターネットで配信

河川監視カメラ専用サイト ☎<http://www.ageo-river.jp>
河川課 ☎775-9381・☎775-9906

市では、これまで公開されている鴨川ずずむき橋と芝川鎌倉橋に加えて、新たに原市沼川平塚橋(平塚地内)と逆川(領家工業団地付近)に河川監視カメラを設置し、リアルタイムで画像をインターネット配信しています。台風や集中豪雨で水位の上昇した河川を見に行くのは大変危険です。気象情報と併せて、ぜひご利用ください。



親子防災宿泊体験

参加者募集

～ファミリーキャンプ～

危機管理防災課 ☎775-5140・☎775-9927

夏休みのひととき、県の防災学習施設で地震や暴風を体験したり、「尾瀬の郷」片品村のキャンプ場で非常食体験や魚のつかみ取りなど豊かな自然を楽しんだりして、親子の絆を深めませんか。**時**7月20日(土)・21日(日)(1泊2日) **所**ほたか牧場キャンプ場(群馬県利根郡片品村花咲279-7-2) **【行き先】**県防災学習センター(鴻巣市袋30)、花の駅片品「花咲の湯」など **【交通手段】**大型バス ☑市内に在住の小学1年生以上の子どもと親 **費**大人(高校生以上)/6,600円、子ども/3,300円 **定**親子35人(先着順) **申**申込書(危機管理防災課にある。市ホームページからダウンロードも可)に必要な事項を記入して、7月1日(月)9時~8日(月)17時(必着)に、ファクスまたはメールで東武トップツアーズ(株)(☎027-325-3201・☎027-325-3913・✉takuya_murakami@tobutoptours.co.jp)へ

時 とき 所 ところ 内 内容 対 対象 費 費用・金額 ※記載のないものは「無料」 定 定員 持 持ち物
申 申し込み ※記載のないものは「当日、直接会場へ」 問 問い合わせ

特別児童扶養手当の申請

障害福祉課 ☎77515123

☎77618872

一定の障害のある子どもを育てている人に支給される手当です。

☎ おおむ次の①～③のいずれかに該当する20歳未満の子ども(施設入所者・公的年金受給者を除く)を監護している父母または養育者(所得制限あり)①身体障害者手帳1～3級・4級の一部の障害、または重度の内科的疾患がある②療育手帳の判定がA・A・Bである③精神障害などで①②と同程度である **【支給月額】** 重度/5万2,200円、中度/3万4,770円 ※申請は平日だけです。詳しくは、障害福祉課へ問い合わせてください。

児童扶養手当の申請・ひとり親家庭等医療費の助成

子ども支援課 ☎77516819

☎77415342

■児童扶養手当

父または母と生計を別に行っている児童を育成している家庭の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るための制度です。☎ おおむね次の①～⑦のいずれかに該当し、18歳の誕生日の属する年度末までの

児童(一定の障害がある児童の場合は20歳未満まで)を監督・保護・養育している父または母もしくは養育者(所得制限など一定の要件あり)①

父母が離婚した②父または母が死亡した③父または母が重度の障害の状態にある④父または母に1年以上遺棄されている⑤父または母が裁判所からドメスティックバイオレンス(DV)保護命令を受けた⑥父または母が法令により1年以上拘禁されている⑦母が婚姻によらず出産した **【支給額】**左表のとおり

支給額(月額)

児童数	全部支給	一部支給
1人	42,910円	42,900～ 10,120円
2人	10,140円	10,130～ 5,070円
3人以上	6,080円	6,070～ 3,040円

※4月から支給額が変更になりました。

■ひとり親家庭等医療費

医療費の一部を支給することにより、ひとり親家庭などの生活の安定と自立を支援し、福祉の増進を図るための制度です。☎ ひとり親家庭の父または母もしくは養育者と児童(ひとり親の要件は前記、児童扶養手当欄を参照。所得制限や年齢要件などあり) **【助成額】**入院・外来などの各医療保険制度の自己負担額と入院

おめでとうございます

秘書政策課 ☎775-3849・☎775-9861

令和元年春の叙勲・褒章、第32回危険業務従事者叙勲の市内の受章者を紹介します(敬称略)。

令和元年春の叙勲

瑞宝小綬章

金刺 完治(郵政事業功労)

瑞宝単光章

松崎 良二(専門工事業務功労)

令和元年春の褒章

藍綬褒章

青木 誠(消防功績)

第32回危険業務従事者叙勲

瑞宝単光章

菊池 泰弘(警察功労)

駒崎 昌人(警察功労)

山田 和夫(消防功労)

時食事療養標準負担額の2分の1 ※児童扶養手当とひとり親家庭等医療費助成の申請に必要な書類は、申請者の状況によって異なります。事前に子ども支援課に問い合わせてください。

多文化共生ボランティアの募集・講習会の開催

市民協働推進課

☎77514597
☎77510007

2019ラグビーワールドカップや東京2020オリンピック・パラリンピックを控え、訪日外国人のおもてなしや、在住外国人との交流を支えるため、県では「多文化共生ボランティア登録システム」を運用しています。このシステムに登録を希望するボランティアを募集します。

●講習会 ☎7月27日(土)13～16時
所 市役所7階大会議室 ☎災害時の外国人支援 **【講師】**金宮吉さん(神戸定住外国人支援センター理事長) ☎60人(先着順) **【氏名、電話番号】** s53000@city.ageo.lg.jp



県多文化共生
ボランティア
登録システム

11月17日(日)開催 (雨天決行) 2019上尾シティマラソン

3^キ・5^キ・ハーフ(日本陸上競技連盟公認)の部があり、8,000人以上が参加する上尾シティマラソン。あなたも参加してみませんか。

参加者募集

会場・コース 上尾運動公園陸上競技場を起・終点とする市内折り返しコース

参加資格 健康な人(小・中学生は保護者が認めた人)、制限時間内に完走できる人

申込(払込)期間 7月1日(月)～8月30日(金)

※各距離別に定員になり次第、締め切ります。参加料を払い込んだ時点で申し込み完了になります。

申し込み方法 スポーツエントリーから以下の方法で申し込み

- インターネット・携帯サイト(☎<http://www.sportsentry.ne.jp/>)
- ファミリーマートの端末(Famiポート)
- 電話 ☎0570-039-846、(月)～(金)(祝を除く)10時～17時30分

※詳しくは、開催要項(市内の公共施設内などで配布)や上尾シティマラソンホームページ(☎<http://ageocity-marathon.com/>)をご覧ください。

開会式 8:40

ハーフ スタート時間 9:00

【制限時間】2時間30分(関門制限時間は15^キ地点/1時間55分)

☎大学生男子の部(学連登録者)、日本陸連登録者(男女)、一般男女(高校生以上、年代別) ※ハーフに参加する日本陸上競技連盟登録者は、記録が公認されます。 ☎5,500人

5^キ スタート時間 9:15

☎一般男女(高校生以上、年代別)、中学生男子 ☎1,500人

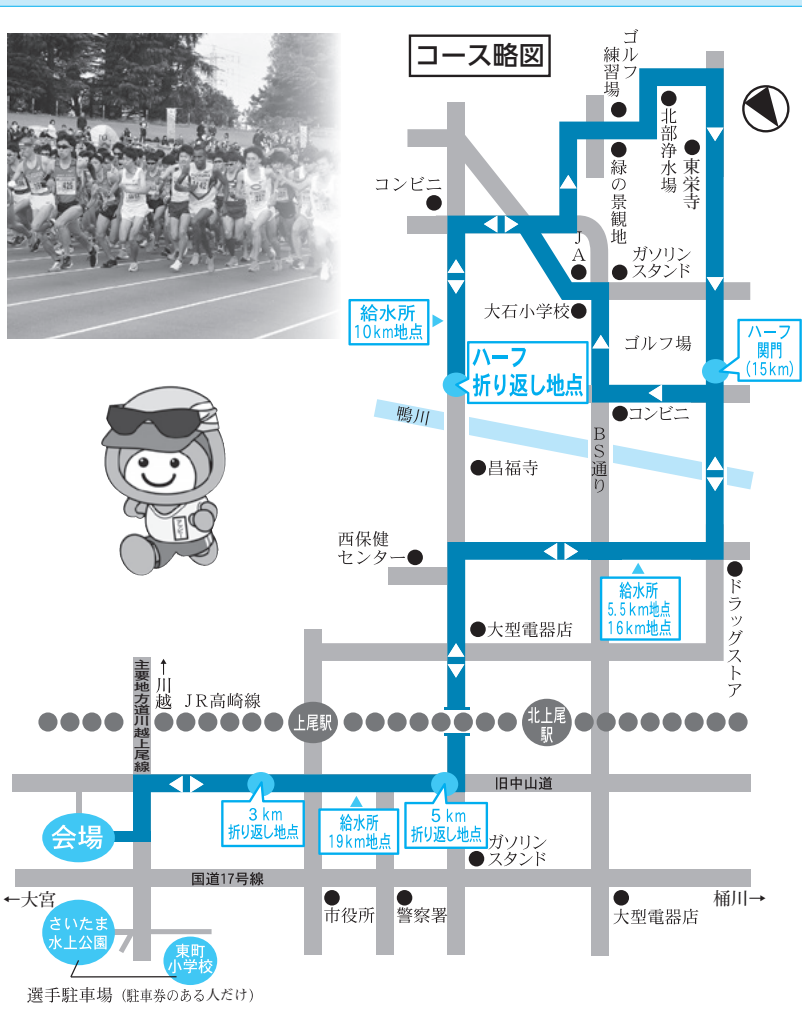
3^キ スタート時間 男子/11:40
女子/11:45

☎中学生女子、小学5・6年生 ☎1,200人

【参加費】

ハーフ 一般・大学生・高校生/5,000円
5^キ 一般・大学生・高校生/4,000円、中学生男子/1,000円
3^キ 中学生女子/1,000円、小学5・6年生/500円
※申し込み受け付け後は返金できません。

※選手駐車場は事前申し込みが必要です(先着500台、1台800円)。



申し込み方法について
お問い合わせ先 上尾シティマラソンエントリーセンター ☎778-5880 ☎778-5889 (月)～(金)〈祝、8月10日(土)～15日(木)を除く〉10～17時
大会内容について/大会事務局(スポーツ振興課内) ☎781-8112 ☎775-6608 (月)～(金)〈祝を除く〉9～17時

時とき 所ところ 内内容 対対象 費用・金額 ※記載のないものは「無料」 定定員 持持ち物
申申し込み ※記載のないものは「当日、直接会場へ」 問問い合わせ